



情報(第 131 号)



令和 3 年 8 月 10 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦/和田 秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

育児・介護休業制度その 7

今号では、育児・介護における所定労働時間の短縮措置について解説します。



1 育児短時間勤務

前号において、所定労働時間の意義を解説しております。

3 歳に満たない子を養育する従業員は、申し出ることにより、就業規則における所定労働時間を午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（うち休憩時間は、正午より 60 分間）の 6 時間（例示）とするなど、1 日の労働時間を原則として 6 時間とする措置が必要となります。

2 短時間勤務の対象外とできる者（育児）

前項にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員からの育児短時間勤務の申出はすることができないとすることが通常です。

- (1) 1 日の所定労働時間が 6 時間以下である従業員
- (2) 労使協定によって除外された次の従業員
 - ① 入社 1 年未満の従業員
 - ② 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員
 - ③ 業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する従業員

前記③とは、小規模事業所において、従事する従業員数が著しく少ない業務、流れ作業方式による製造業で短時間勤務を組み込むことができない業務などです。

ただし、困難と認められて短時間勤務の適用がされない場合、育児休業に準ずる制度、始業・就業時刻の変更（繰り上げ又は繰り下げ）等を講じる必要があります。

3 取得手続き

当法人のご案内している規程では、申出をしようとする者は、1 回につき、1 か月以上 1 年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の 1 か月前までに、育児短時間勤務申出書により会社に申し出する必要があるとしています。

4 介護短時間勤務

次に、雇用する従業員のうち、その要介護状態にある対象家族を介護する従業員で介護休業をしていないものに関し、従業員の申出に基づいて連続する 3 年の期間以上の期間における所定労働時間の短縮その他当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講じる必要があります。

1 では、所定労働時間を短縮する措置と単純であるところ、介護では、所定労働時間を短縮する措置その他対象家族を介護することを容易にするための措置と、幅があります。

その他の措置としては、始業・就業時刻の変更（繰り上げ又は繰り下げ）等があり、当法人のご案内する規程では、就業規則上の所定労働時間を午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（うち休憩時間は、正午より 60 分間）の 6 時間（例示）とする、短時間勤務の規定が大部分を占めています。

5 短時間勤務の対象外とできる者（介護）

介護においても、次のいずれかに該当する従業員からの介護短時間勤務の申出はすることができないとすることが通常です。

- (1) 1 日の所定労働時間が 6 時間以下である従業員
- (2) 労使協定によって除外された次の従業員
 - ① 入社 1 年未満の従業員
 - ② 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員

6 取得の手続き

当法人のご案内している規程では、介護短時間勤務の申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の 2 週間前までに、介護短時間勤務申出書により会社に申し出する必要があるとしています。

7 給与・賃金（育児・介護）

育児又は介護による短時間勤務によって、労務提供のなかった時間分に相当する部分の賃金は無給となることが通常です。

8 不利益取扱いの禁止（マタハラ）

前項のとおり、労務提供のなかった時間分に相当する部分の賃金を無給とすることは問題ありませんが、労務提供のなかった分を超えて賃金を支給しないこと、解雇すること、有期雇用従業員について契約更新をしないこと、正規従業員をパートタイマー等の非正規従業員とすること、降格させること、減給又は賞与において不利益な算定を行うことは不利益取扱い（マタハラ）として禁止されています。

マタハラとはマタニティハラスメントの略であるところ、介護に関する不利益取扱いもマタハラの範囲です。

9 制度の精緻化

育児・介護休業制度の解説は、今号で 7 回目を数えているとおり、工夫を重ねている分、制度は複雑化しています。多種多様な出来事にも対応できる企業の運営体制が必要となっています。

当法人では就業規則（育児介護休業規程）改定のご相談・作成を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦/和田秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>